なお、電子入札システムにより難い者は、当機構東日本賃貸住宅本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

なお、紙入札方式に関する申請については、東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札チームに承諾願を２部提出して行うものとする。様式については、当機構ホームページより入手すること。（「機構ホームページ」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「電子入札運用基準」よりダウンロード可能。）

２　競争参加資格　次の⑴から⑱に掲げる条件をすべて満たしている者又は⑲の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、⑳に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより１に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構東日本地区における平成27・28年度の一般競争参加資格について建築工事の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）。

⑶　当機構東日本地区における平成27・28年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。

なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑺　当機構東日本賃貸住宅本部（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　総合評価に係る「施工計画」等が適正であること。

⑽　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照。）

⑾　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

⑿　次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。

①　単独申込みの場合は、次のイ～ハに掲げる条件を全て満たすこと。（設計業者が申込者の一員となる場合を含む。）

イ　公告日の前日までに完了した、ＲＣ造又はＳＲＣ造の６階以上の共同住宅における新築設計実績を有する者（共同企業体としての実績は、代表者の場合のものに限る。）。

なお、構造上主要な部分（柱、梁または耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、構造上主要な部分にプレキャスト部材を使った設計実績であること。

ロ　平成18年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡を済ませた同種工事※の施工実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上（２社）、20%以上（３社）の場合のものに限る。）

※同種工事とは、ＲＣ造又はＳＲＣ造の６階以上かつ、50戸以上の共同住宅の新築施工実績をいう。

ハ　設計業者を申込者の一員とする場合には、次のａ及びｂの条件を満たす者。

ａ　当機構関東地区における平成27・28年度建築設計に係る一般競争参加資格の認定を受けている者で、一級建築士事務所登録のある者。

ｂ　上記イの条件を満たす者。

②　共同申込みの場合は、次のイ～ハに掲げる条件を満たすこと。

イ　共同企業体の代表者は上記⑿①イ及びロの実績を有すること。

ロ　共同企業体の代表者以外の構成員については、上記⑿①ロのうち「50戸以上」を削除した実績を有すること。

ハ　設計業者を申込者の一員とする場合には、上記⑿①ハの条件を満たすこと。

⒀　すべての構成員は、次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。）を本工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任※とすること。（なお、共同企業体の全ての構成員が配置できること。）

※対象となる工作物若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロ程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者（監理技術者においては、緩和要件なし。）がこれらの建設工事を（原則として２件程度）を管理することができることとする。

・「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平26.2.3国交省）

①　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成18年度から公告日の前日までの期間に、単独申込み及び共同申込みの代表者にあっては上記⑿①ロに掲げる工事について、上記⒀①の有資格者としての経験を有する者（共同申込みの代表者以外にあっては上記⑿①ロ又は⑿②ロに掲げる工事について、上記⒀①の有資格者としての経験を有する者）であること。

ただし、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たさない場合は、同種の工事の経験とはみなさない。

ａ　対象工事の契約時点で上記⒀①の資格を有していること。

ｂ　対象建築物の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書、資料及び単価見積書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⒁　高層住宅建物に係る設計計画が適正であること。（共同申込みの場合は、共同企業体として設計計画が適正であること。）

⒂　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

①　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

②　施工に当って、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

③　構造上主要な部分部（柱、梁または耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、（一社）プレハブ建築協会の「ＰＣ部材品質認定規程」に基づき、認定を受けた工場で製造されたものとする。